

感染症対策に係る助成上限額

(多機能型簡易居室の設置に係る費用)

感染症発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室（※1）の設置に要する費用（※2、※3）については、次の施設・事業所が対象です。

対象施設・事業所	基準単価（単位：千円）
障害者支援施設 ※4 障害児入所施設 共同生活援助事業所 短期入所事業所 宿泊型自立訓練事業所	3,000 /施設・事業所

【留意点】

- ※1 衛生用品保管のための倉庫として設置することは可能ですが、感染者が発生した場合に、速やかに居室転用が可能な設備になっている必要があります。
- ※2 電気水道工事等、多機能型簡易居室に付随する工事に係る費用は、対象となります。
- ※3 既存施設を改修する費用は対象外です。
- ※4 障害者支援施設とは、「障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設」（障害者の日常生活社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項）